

「訪販リフォームのトラブル」に係る国民生活センターの対応

2005年7月5日
独立行政法人国民生活センター

① 消費者への情報提供

「訪販リフォームのトラブル(仮)」について7月中の公表(記者発表)を検討中である。

② 経由相談体制の強化

消費生活センターからの相談については、国民生活センターの高度専門相談を担当する専門家(一級建築士)が苦情の処理のあっせんのために助言等の積極的な支援を行う。

③ 広報・啓発についての検討

<ホームページ>

「HOT・ほっと・人気コーナー」に「悪質な訪販リフォームにご用心」を掲載

(内容は次の通り)

- ・ 国民生活センター消費生活相談データベース「訪問販売によるリフォーム工事トラブル」(2005年6月23日掲載)へリンク。
- ・ 国民生活センター公表資料「訪問販売によるリフォーム工事に係る消費者トラブルの現状と被害防止のための方策」(2002年8月21日発表)へリンク。
- ・ 経済産業省「特定商取引法違反に基づく処分件数の推移及び事業者一覧の公表について」をリンクで紹介。
- ・ 住宅情報提供協議会「住まいの情報発信局」をリンクで紹介

<テレビ番組「ご存じですか 消費者ミニ情報」>

「悪質な住宅リフォームのトラブル(仮)」を7月27日(水)に放送予定。